

京都家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時

令和3年12月16日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

植村幸弘、小池覚子、澤田孝、竹内里欧、徳岡由美子、西脇正博、堀朝樹、南哲也、村松朋子、目黒重幸、湯川毅、吉村要（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

田中幸大、小林絢、大杉文子、吉田隆樹、吉田義一、高橋隆治、鈴木堅之、安達正広、三浦基嗣、小見山賢一、本村愛子、木原陽子、谷村延之、大瀧一仁

4 テーマ

「少年審判と被害者への配慮」について

5 議事概要

(1) 開会

(2) 新委員等の紹介等

(3) 前回の委員会後の取組状況

前回の委員会において、「お子さんにとって望ましい話し合いをするためのガイドンス（以下「ガイドンス」という。）」の受講意欲を高めるための案内方法と、目的にかなう効果的な内容や運営方法について、貴重な御意見をいただいた。その後、裁判所において、案内文書やガイドンスの内容、パンフレットの改定に取り組み、来年1月から、新たなガイドンスを実施する予定である。

(4) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

裁判所から、「少年審判と被害者への配慮」の概要を説明の上、次の3点に

ついて意見を求めた。

ア 被害者配慮制度の周知の在り方について

イ 被害者に対する照会（その際の配慮等）の在り方について

ウ 被害者あて文書の郵送上の工夫について

- 照会書に、示談の成立に関する記載や加害少年、保護者の態度に関する記載があるが、回答内容によって少年院送致等の決定に影響があるのか。影響がないのであれば、なぜ回答させるのか。
- ◎ 裁判所からの照会書にそれらの事項が記載されている理由と回答内容の審理への影響についてはどうか。
- 加害少年や保護者が被害者への対応をきちんとしているか、また、被害者側の心情に変化があるかといったことは、審理の上で重要な要素であるため、照会書に記載している。被害弁償をすれば、少年院送致ではなくなるということではない。
- 検察庁からすると、刑事事件、少年事件に関わらず、被害が発生した時に、事件の重さを判断する要素として、事後的な回復が図られているかという点は被害の大きさの一部と考えられ、示談が成立したかどうかは、それが全てではないが、処分を決める一要素になると考える。それを踏まえて、裁判官が判断するという事だと思う。
- 20年以上前は、家裁の少年事件では裁判所から示談の話は言われなかった。裁判官が少年に対し、示談したから許されるわけではないと言っていたことを記憶している。現在も基本スタンスは変わらないと思うが、いつ頃からか、調査官から示談の成立について聞かれるようになった。ただ、示談ができたかどうかではなく、保護者がどこまで一生懸命やったか、どういう態度を示したかという全体的なことが、審判に影響すると思う。
- 照会書の回収率はどのくらいか。
- 統計を取っていないので正確な数値は分からないが、6、7割は返送され

ているという感覚である。

- 照会書を受け取った人からすると、自分の回答がどのように使われるのか、その目的が分かりづらいと思った。すなわち、被害者側の権利利益の保護として伝えることができるという意味なのか、調査的な意味なのか。
- 「お知らせ」文書には、「加害少年の調査，審判を適切に行う上で」と趣旨を書いているが、どう使われるかという点について、確かに分かりづらいところがあると思う。
- 「お知らせ」というタイトルからは、事件に関する重要なお知らせと思うが、内容は、被害者配慮制度の通知や被害者に対する照会なので、事件に関するお尋ねやお願いといったタイトルの方が内容に沿うのではないか。また、全体的に言葉遣いが難しく、「審理中」「加害少年の調査，審判を適切に行う」という言葉は、特に分かりづらいと思う。例えば、「〇〇事件を受理して、加害少年の処分を決める手続を行っています。処分を決めるための資料にしたいので、回答をお願いします。」といった表現の方が分かりやすいのではないか。
- 被害者の親の立場で「お知らせ」文書を読んだときに、言葉遣いが非常に事務的だと感じたので、もう少し丁寧な言葉遣いがよいと思った。保険会社が保険請求等をするときのやり取りは、もっと被害者に寄り添った言葉遣いだと思う。
- この「お知らせ」文書は定型であり、重大な事件には使用していない。確かに分かりづらい表現もあり、一つ一つの言葉をもっと練った方がよいと感じた。
- 封筒には、差出人が裁判所であることをあえて書かないということだったが、見逃してしまいそうなので、書いた方がよいと思う。
- 通知文書ではないので、タイトルは「お知らせ」ではなく、「お願い」の方が分かりやすい。裁判所からの封筒が届くと、驚く人も多いと思うが、差

出人が分からないという理由で開封しない人もいると思うので、裁判所の表示をした方がよい。

- 検察庁では、被害者に封書で通知する場合は、あらかじめ電話で、封書でお知らせするのがよいか、封筒に検察庁と記載してよいかを確認している。例えば、性犯罪の被害者で、家族も含めて周囲の人に知られたくないという方もいるが、裁判所では、まず封書でお知らせするということなので、そういう意味では、封筒に裁判所と書かないのはやむを得ないと思う。
- 検察庁では、被害者の取調べなどをされるので、被害者に対するアプローチとして電話をすることができると聞いてよろしいか。
- 取調べのために連絡を取る場合や、取調べの必要はないが、被害者への通知のために連絡をする場合もあるが、検察庁では時間が限られており、書面では間に合わないため、まず電話をしている。また、事件直後であることが多いため、電話に出ただけのことが多いと思う。
- 被害者は、事件から間もない時期でショックを受けており、また、裁判経験も少ないと思う。「お知らせ」文書に、手続について裁判所ホームページをご覧くださいとあるが、ホームページを見てどこまで理解できるか疑問である。また、被害者からの申し出によって意見陳述ができるとあるが、意見陳述と照会書はどう違うのか、ということも分かりづらい。少年事件の場合、加害者は守られるが、被害者は何も教えてもらえないなど、突き放された感覚を持たれると思うので、もっと被害者に寄り添った対応をした方がよい。例えば、突然書面を送付するのではなく、書面を送付する前に裁判所から直接説明する機会を持った方が、被害者は安心して手続を進めることができる。
- 照会書に「加害少年や保護者の態度について」という項目があるが、「誠意が感じられた、誠意が感じられなかった」という2択では非常に書きづらいと感じた。被害者が書きやすい表現があればよいと思う。
- ◎ 自由記載の方がよいか。

- 加害少年や保護者の態度について、思うことを書いてくださいといった自由記載の方が書きやすいと思う。
- この項目は、審判の際に、裁判官から加害少年や保護者に対し、被害者への対応において、被害者は誠意を感じられないと言っていると伝え、加害少年に反省の気持ちを醸成させるといった働きかけに使っている。被害者の気持ちを加害少年に伝えるために、どのような質問がよいか御意見をいただきたい。
- 照会書の中に、被害者の率直な思いを記載するところが見当たらない。意見陳述する機会があれば、被害者の思いを伝えられるが、照会書にあるような類型的な質問では、必要な情報は集まるが、被害者は率直な思いを述べにくいと感じた。
- ◎ 最初に被害者の思いを聞いた上で、裁判所から質問をした方がよいか。
- その方がよいと思う。
- 照会書では、被害者の思いを聞く箇所として、「被害者のお立場からご意見がございましたらご記入ください」とあるが、「被害者の率直な意見を述べてください」という表現の方が分かりやすい。また、「加害少年側からの謝罪や損害賠償」とあるが、損害賠償という言葉は法律的に限定された言葉なので、例えば被害回復状況など、もう少し広い意味の言葉にした方がよい。その後に「被害弁償」という記載もあるが、「損害賠償」との違いについて悩むこともなくなると思う。「お知らせ」文書のなお書きに「損害賠償」とある点も、同様に分かりづらい。
- 「お知らせ」文書に「裁判所は、損害賠償についての取り決めをしたり、その仲介を行うなどの立場にはございません」とあるのに、なぜ照会書で損害賠償について聞くのか分からないし、加害少年や保護者の態度が重要なのであれば、記載順序を一番最初又は最後にし、自由記載にすべきだと思う。被害者の意見を自由に記載する欄でカバーできるのであれば、「誠意が感じ

られた、感じられなかった」という2択の形を残してもよいと思う。また、裁判所から被害者に対する最初のアプローチは封書で行うとのことであったが、先に警察や検察庁から被害者に連絡をしているのであれば、裁判所から直接連絡してよいかを、事前に聞いておくとスムーズだと思う。

- 警察や検察庁から被害者に対して、裁判所からも連絡があると言ってくるケースはあると思う。ただ、裁判所から封書を送付する頃には、時間が経っている場合もあり、被害者からすると、これは何だろうという感じがあるかもしれない。
- 思いを簡潔に書くのは難しいが、聞いてもらえれば話したいという人はいらると思う。例えば、書面では書けないが、話を聞いてもらいたいということを確認する欄を設けて、チェックがあれば、裁判所から連絡を取って話を聞くなど、もう少し簡単な手続で、被害者が話せる機会があればよいと思う。
- 照会書に書ききれない、面接調査を希望するという記載があれば、それに応じていることが多いが、事前に被害者にそのことを丁寧にお伝えしているかという点について、改めて検討したい。
- 書面がよい、面接がよいというのは、人それぞれあると思うので、面接の方法もあるということを書面に記載した方がよい。面接の場合は、基本的に裁判所に来てくださいという形になると思うが、被害者からすると、裁判所に行かなければならないことが事務的にも感じるので、被害者に寄り添うという視点からも、家庭訪問などの選択肢を広げてほしい。
- 回答の中には、苦情ばかりではなく、少年の将来を思った励ましなどもあり、そういうものは説示にも使わせてもらうことがある。
- 被害者本人ではなく保護者が照会書を記載しているケースもあると思うが、被害者には複雑な気持ちがあるので、6、7割の回収率が高いと感じた。「お知らせ」文書は、被害者を中心に考えて作成した書面だと思うが、所々その目的がずれているという印象を持った。また、封筒の中身を想像できるよう

に、封筒に「お願い・案内書在中」というような記載をした方がよい。

- 照会書に「加害少年側に伝えてほしくないことがございましたら、ご記入ください」とあるので、記載した情報が加害者に伝わると受け取られかねないということ、また、「当裁判所における審理について、被害者のお立場からご意見がございましたらご記入ください」とあるが、「審理について」と記載されると分かりづらいので、自由記載にした方がよいと思う。
- 「お知らせ」文書の「当職」という言葉は固いので、使わない方がよい。
- 封筒の宛名が被害者本人となっているが、特に被害者本人が未成年の場合や、性犯罪の場合など、被害者本人が非常にショックを受け、家庭内でも話せないという状況もある。被害者本人が送付された封筒を開封する可能性もあるが、その点は配慮されているか。
- そのような事情の場合は、警察や検察庁の資料を参考に、親御さん宛てに送付するなどの配慮を行うようにしている。
- 本人と保護者の意向が違うというケースも考えられる。被害者から照会書の回答がない場合も、その理由が分からないので、裁判所と被害者のつながりが切れてしまわないよう、次の手立てを検討した方がよい。
- 少年審判に関連する通知の制度として、少年院送致後の状況や保護観察処分を受けた後の状況を、少年院や保護観察所から通知する制度がある。もし可能であれば、何らかの形で家裁において、そういうことができないか。検察庁で作成している犯罪被害者の方々へというパンフレットにも被害者等通知制度の記載があるが、検察庁においても、被害者に対し、その制度をお知らせする機会があればよいと思った。
- 被害者から、保護観察や少年院送致になった少年の状況を尋ねられることもあるので、その場合は、裁判所から被害者等通知制度についてお知らせしている。

(5) 裁判所からの説明

少年法改正について

(6) 次回期日とテーマ

期 日 令和4年6月22日（水）午後3時

テーマ 「採用広報」